

## 小林市公告 第45号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により令和8年4月24日付小林市公告第19号にて公告した小林市農業振興地域整備計画を変更するため、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて縦覧に供する。

なお、当該農業振興地域整備計画（案）に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、小林市長に対し、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

また、当該農業振興地域整備計画（案）のうち農用地利用計画（案）に係る農用地区域内の土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画（案）対し異議があるとき、縦覧期間満了の日の翌日から令和8年9月9日までの間に小林市に対しこれを申し出ることができる。

令和8年7月27日

小林市長 堀 研二郎

### 1. 縦覧期間及び意見申立書の提出期間

縦覧：令和8年7月27日から令和8年8月25日まで  
意見申立て：令和8年8月26日から令和8年9月9日まで

### 2. 縦覧場所及び縦覧時間

小林市役所経済建設部農業振興課

午前8時30分～午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

### 3. 意見申立書の記載要領

(1) 意見申立書には次の事項を記載する。

ア 意見のある計画名

イ 意見申立書の氏名、住所、電話番号

(法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名、団体の目的、主たる事務所の所在地、電話番号)

(2) 提出は、持参もしくは郵送に限る。

(3) 記載は日本語に限る。

(4) 令和8年9月9日までに小林市役所農業振興課に到達すること。

### 4. 意見申立書の提出先

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

小林市長宛（小林市役所農業振興課取扱）